

最高裁秘書第3033号

令和3年10月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

8月2日付け（同月3日受付、第030414号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 8月19日付け最高裁判所長官決定「裁判官の報酬等に関する規則の運用について」（片面で6枚）
- (2) 8月19日付け最高裁判所事務総局人事局長決定「一般職員に対する期末手当及び勤勉手当の一時差止処分に関する報告及び勤勉手当決定調書の作成等について」（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官の報酬等に関する規則の運用について

裁判官の報酬等に関する規則（平成29年最高裁判所規則第1号。以下「規則」という。）の運用について、下記のとおり定め、令和3年9月1日から実施する。

記

- 1 裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給については、別紙のとおり取り扱う。
- 2 裁判官に対する報酬以外の給与の支給については、この決定に定めるものほか、最高裁判所事務総長が定める。

令和3年8月19日

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(別紙)

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給について

- 1 規則第12条第1項前段及び第15条第1項前段の最高裁判所が定める日は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「一般職員」という。）の例による。
- 2 規則第12条第1項後段の最高裁判所が定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) その退職し、又は死亡した日において次のいずれかに該当する裁判官であった者
 - ア 裁判官の育児休業に関する法律（平成3年法律第111号。以下「裁判官育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている裁判官のうち、裁判官の育児休業に関する規則（平成4年最高裁判所規則第2号。以下「裁判官育児休業規則」という。）第12条第1項に規定する裁判官以外の裁判官
 - イ 裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第91号）第2条第2項に規定する配偶者同行休業をしている裁判官
 - (2) 人事院規則9—40（期末手当及び勤勉手当）第2条第2号及び第3号に掲げる者に相当する者
- 3 期末手当及び勤勉手当の不支給及び一時差止処分に係る報告については、一般職員の例による。
- 4 規則第15条第1項後段の最高裁判所が定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) その退職し、又は死亡した日において次のいずれかに該当する裁判官であった者
 - ア 裁判官育児休業法第2条の規定により育児休業をしている裁判官のうち、裁判官育児休業規則第12条第2項に規定する裁判官以外の裁判官
 - イ 2の(1)のイに掲げる裁判官
 - (2) 2の(2)に掲げる者

5 規則第15条第2項の最高裁判所が一般の官吏の例に準じて定める割合は、次に定める期間率に成績率を乗じて得た割合とする。

(1) 期間率は、一般職員の例により算出する。

なお、司法修習生であった期間は、期間率算出の基礎となる勤務期間に算入しない。

(2) 成績率は、高等裁判所長官が定める。ただし、最高裁判所に勤務する裁判官については、最高裁判所事務総長が定める。

(3) (2)の定めにより成績率を定めるに当たっては、(4)及び(5)の場合を除き、次に掲げる裁判官の区分ごとに、一般職員の例により算出した勤勉手当の支給額の総額を、当該区分内の各裁判官についての規則第15条第3項に定める勤勉手当基礎額にその者の期間率を乗じて得た額の総額で除することにより別に定める標準成績率により定める。

ア 裁判官の報酬等に関する法律（昭和23年法律第75号。以下「報酬法」という。）別表判事補の項5号から12号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項10号から1.7号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事

イ 報酬法別表判事補の項1号から4号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項5号から9号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事

ウ 判事及び報酬法第15条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項1号から4号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事

(4) 裁判官について、基準日以前6か月以内に裁判官分限法（昭和22年法律第127号）第2条の懲戒の裁判が確定した場合の成績率は、別表に掲げる裁判官の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる割合に定めるものとする。

(5) 基準日現在において、裁判官が裁判官弾劾法（昭和22年法律第137号）による訴追を受け、又は訴追の請求をされている場合の成績率については別に

定める。

(6) 高等裁判所長官は、成績率を定めた後、その成績率を速やかに基準日現在において裁判官の補せられている裁判所（本官本務によるものとし、簡易裁判所判事については、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所とする。）に通知する。

6 成績率を定めるに当たっては、別紙様式により勤勉手当決定調書を作成する。

(別表)

区分		割合
5の(3)のアに掲げる裁判官	過料の裁判を受けた 裁判官	100分の50
	戒告の裁判を受けた 裁判官	100分の60
5の(3)のイに掲げる裁判官	過料の裁判を受けた 裁判官	100分の50
	戒告の裁判を受けた 裁判官	100分の70
5の(3)のウに掲げる裁判官	過料の裁判を受けた 裁判官	100分の40
	戒告の裁判を受けた 裁判官	100分の60

(別紙様式)

勤 勉 手 当 決 定 調 書

一般職員に対する期末手当及び勤勉手当の一時差止処分に関する報告及び勤勉手当決定調書の作成等について

- 1 一般職員に対する期末手当及び勤勉手当の一時差止処分に関する報告は、別紙のとおりとする。
- 2 一般職員に係る勤勉手当の成績率を定めるに当たっては、別紙様式による勤勉手当決定調書を作成するものとする。
- 3 この決定は、令和3年9月1日から実施する。

令和3年8月19日

最高裁判所事務総局人事局長 徳岡 治

(別紙)

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、次のいずれかに該当する者がいると認める場合には、その旨を最高裁判所事務総局人事局長宛て速やかに報告するものとする。

- 1 期末手当又は勤勉手当の一時差止処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことにより期末手当又は勤勉手当を支給しないこととされたもの
- 2 支給日に期末手当又は勤勉手当を支給されることとされていた一般職員で当該支給日の前日までに離職したもののうち、次のいずれかに該当する者
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。3の(3)において同じ。）をされた者
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して逮捕された者又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき犯罪があると思われる者
- 3 期末手当又は勤勉手当の一時差止処分を受けた者のうち、次のいずれかに該当する者
 - (1) 当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた者
 - (2) 当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた者又は略式命令が確定した者
 - (3) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して一年を経過した者（その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されている者を除く。）

(別紙様式)

勤 勉 手 当 決 定 調 書

(基準日) 現在作成

A 裁判所		B 支給限度額		俸給の月額		C 支給総額		D 残額	E 所属庁の 長等の確認	
				扶養手当						
				地域手当等						
				人規9-40第4条の3の加算額						
				人規9-40第4条の4の加算額						
				合計						
F 番号	G 官 職	H 氏 名	I 級号俸	J 勤 勉 手 当 基 础 額				K 期間率	L 成績率	M 支給率 (K×L)
				俸 給	俸給に対する 地域手当等	加 算 額	計			
				円	円	円	円			
計										

勤勉手当決定調書作成要領

- 1 決定機関（長官決定別紙記載1の(6)をいう。）は、特定管理職員等以外の一般職員、特定管理職員又は指定職職員ごとにそれぞれ勤勉手当決定調書（以下「調書」という。）を基準日現在で作成する。
- 2 調書は、勤勉手当（以下「手当」という。）を支給される一般職員について作成する。ただし、期間率が零となる職員については、「F番号」から「K期間率」までについて記入し、「○備考」に勤務期間が零であることの事由を朱書する。
- 3 人事院規則9—40（期末手当及び勤勉手当）（以下「規則9—40」という。）第7条及び第8条の規定により手当が支給されない職員については、調書に記入しない。
- 4 各欄の記入要領は、次のとおりとする。
 - (1) 「A裁判所」
 - ア 特定管理職員等以外の一般職員に係る調書
最高裁判所、高等裁判所名、地方裁判所名又は家庭裁判所名を記入する。
 - イ 特定管理職員に係る調書
最高裁判所又は○○高等裁判所管内と記入する。
 - ウ 指定職職員に係る調書
最高裁判所と記入する。
 - (2) 「B支給限度額」
左の部分には支給限度額を記入し、右の部分には上から順にその支給限度額の算出の基礎となった基準日現在の俸給の月額、扶養手当の月額、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（1円未満の端数が生じた場合であっても、その端数処理はしない。）、規則9—40第4条の3の加算額（1円未満の端数が生じた場合であっても、その端数処理はしない。）及び同規則第4条の4の加算額並びにこれらの総合計額を記入する。
 - (3) 「C支給総額」

「N支給額」の額の総合計額（地方裁判所にあっては、管内の各簡易裁判所の分及び各検察審査会の分各合計額並びにこの各合計額と当該地方裁判所の分の総合計額）を記入する。

(4) 「D残額」

「B支給限度額」の額から「C支給総額」の額（地方裁判所にあっては、管内の各簡易裁判所の分及び各検察審査会の分各合計額並びにこの各合計額と当該地方裁判所の分の総合計額）を減じた額を記入する。

(5) 「E所属庁の長等の確認」

下級裁判所に勤務する特定管理職員等以外の一般職員に係る調書及び下級裁判所に勤務する特定管理職員に係る調書にあっては決定機関の長、下級裁判所に勤務する指定職職員及び最高裁判所に勤務する一般職員に係る調書にあっては決定機関が確認し、その旨を示す。

(6) 「F番号」

一連番号を記入する。

(7) 「G官職」

官名又は職名をできる限り併任の関係も明らかになるように記入する（例えば、「総務課長」、「主任書記官兼庶務課長」、「事務官」など。）。

(8) 「I級号俸」

準用する俸給表の区分並びに職務の級及び号俸（俸給の調整額の支給を受けている職員にあっては、更に調整数）を記入する。

(9) 「J勤勉手当基礎額」

手当の額の算定の基礎となるそれぞれの額を記入する。

なお、「加算額」には、上段に規則9—40第4条の3の加算額（1円未満の端数が生じた場合であっても、その端数処理はしない。）を、下段に同規則第4条の4の加算額を記入する。

(10) 「K期間率」

期間率を記入する（例えば、期間率が90／100の場合には、「90」と記入する。以下調書における率の記入について同じ。）。

(11) 「N支給額」

「J勤勉手当基礎額」の「計」の額に「M支給率」の割合を乗じて得た額を記入する。

(12) 「O備考」

2に定めるほか、参考となる事項を記入する。

なお、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、当該退職又は死亡の日付、事由等を朱書する。

(13) 調書中の金額は、最後の葉に総合計の額を記入する。

5 長官決定別表第2に掲げる地方裁判所及び家庭裁判所において作成した調書は、同一所在地にある地方裁判所又は家庭裁判所の調書の写しを添付して、保存するものとする。